

## 公益社団法人長野県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあながの設置運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第1号社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護に関する事業を行うために、成年後見制度等権利擁護に関する事業を行うセンターの設置及び運営について定める。

### (設置)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、本会権利擁護センターぱあとなあながの（以下「ぱあとなあ」という。）を本会事務局内に設置する。

### (会員)

第3条 ぱあとなあの会員は、本会会員のうち次に掲げる要件を満たした者とする。

- (1) 成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者

### (事業)

第4条 ぱあとなあは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成研修に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- (7) 法人後見、法人後見監督に関する事業
- (8) 未成年後見に関する事業
- (9) その他関連する事業

### (組織・運営)

第5条 ぱあとなあにセンター長を置く。センター長は本会会長とし、運営を統括する。ただし、理事会の承認を得て本会副会長をセンター長にすることができる。

### (運営委員会)

第6条 ぱあとなあの事業を円滑に推進するために、本会委員会設置規則に基づく運営委員会を設置する。

- 2 運営委員長は、運営委員の互選としセンター長を補佐するとともに、運営委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは委員長を代理する。
- 4 ぱあとなあの事務を処理するために運営委員会に事務局長を置くことができる、事務局長は、センター長が指名する。
- 5 運営委員は、地区及びブロックで家庭裁判所等とのコーディネート業務等を担う。

### (専門部会)

第7条 ぱあとなあ運営委員会に、次の専門部会を設置する。

- (1) 養成研修部会

- (2) 継続研修部会
- (3) 広報部会
- (4) 未成年後見部会

2 専門部会長は、部会委員の互選とする。

(役員会)

第8条 ばあとなあの役員会は、センター長、正副委員長及び事務局長、専門部会長で構成する。

2 ばあとなあの役員会に、必要に応じて関係者を参加させることができる。

(業務監査委員会)

第9条 第4条に定める事業を適正に遂行するために業務監査委員会を設置する。

2 業務監査の内容は、成年後見人等候補名簿登録者の活動状況に対する指導・助言並びに法人後見等の事業、ばあとなあの事業とする。

3 業務監査委員会は、弁護士等司法関係者、医療関係者、保健・福祉関係者及び当事者団体等の第三者委員を加えるものとし、第三者委員の構成割合は委員総数の過半数とする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

2 この規程に定めるもののほかに必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

2 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

2 この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。